

陳情書綴

(陳情第 52 号～第 76 号)

令和元年第 6 回 市議會委員會審查分

堺市議會

目 次

陳情第	52号	再審制度について	1
陳情第	53号	福祉医療費助成制度について	3
陳情第	54号	妊産婦医療費助成制度について	5
陳情第	55号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～5項	7

(議会運営委員会)

陳情第	56号	竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について	13
陳情第	57号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	58号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19

(総務財政委員会)

陳情第	55号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	7
陳情第	57号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	58号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第	59号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	23

(市民人権委員会)

陳情第	55号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	7
陳情第	57号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	58号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第	59号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	23
陳情第	60号	堺消防署について	25

(健康福祉委員会)

陳情第	55号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	7
陳情第	57号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	58号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	19
陳情第	59号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	23
陳情第	61号	児童発達支援センターの充実について	27
陳情第	62号	児童自立支援施設について	29
陳情第	63号	老人福祉センターについて	35
陳情第	64号	老人福祉センターについて	37

陳情第	6 5 号	老人福祉センターについて.....	3 9
陳情第	6 6 号	老人福祉センターについて.....	4 1
陳情第	6 7 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	4 3

(産業環境委員会)

陳情第	5 5 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	7
陳情第	5 7 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 5
陳情第	5 8 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 9
陳情第	6 8 号	環境施策について.....	4 5

(建設委員会)

陳情第	5 5 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	7
陳情第	5 7 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 5
陳情第	5 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	2 3
陳情第	6 9 号	大和川高規格堤防整備事業について.....	4 9
陳情第	7 0 号	公共交通について.....	5 1

(文教委員会)

陳情第	5 5 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	7
陳情第	5 7 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 5
陳情第	5 8 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	1 9
陳情第	5 9 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	2 3
陳情第	6 7 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	4 3
陳情第	7 1 号	障害児施策の充実について.....	5 3
陳情第	7 2 号	放課後施策について.....	5 5
陳情第	7 3 号	放課後施策について.....	5 7
陳情第	7 4 号	放課後施策について.....	6 1
陳情第	7 5 号	放課後施策について.....	6 3
陳情第	7 6 号	放課後施策について.....	6 7

再審制度について

陳 情 者 大阪市北区

日本国民救援会大阪府本部

会長 篠 原 俊 一

国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の採択、提出を求める陳情書

陳情の内容

日頃より、地域住民の暮らしと健康、権利を守るために奮闘されている貴議会のみなさまに心から敬意を表します。

私たちは日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と民主主義を守る活動を行っているボランティア団体の「日本国民救援会」です。最大の人権侵害である冤罪犠牲者を守り、「無実の人は無罪に！」と支援運動をしています。

この度、下記内容の陳情を貴議会に提出させていただきたく、書面でお願いする次第です。

ひとたび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点からまた基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要です。

日本の再審制度の建て付けは、「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際にそれをおこなわれる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっています。多くの再審事件で一段階目の請求手続きのほうで、検察は頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実態的真実のために、法的安定性を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は2つあります。一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべき

です。もう一つの問題点は、検察官の抗告権（上訴）です。都合の悪い証拠を隠して置きながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の採択をお願いいたします。

受理年月日 令和元年 11 月 13 日

福祉医療費助成制度について

陳 情 者 大阪市浪速区

大阪府保険医協会

高 本 英 司

大阪府歯科保険医協会

大阪民主医療機関連合会

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人 大阪難病連

新日本婦人の会 大阪府本部

子どもの医療費助成制度の拡充をめざす大阪府民連絡会

大阪高齢者運動連絡会

大阪府自治体労働組合総連合

府民要求連絡会

大阪社会保障推進協議会

陳情の内容

晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は市民の暮らしのためにご奮闘いただき、深く感謝いたします。

さて、2018年4月に福祉医療費助成が改定され、自己負担上限の撤廃や薬局での新たな自己負担導入により、医療費負担増に困窮する方が増えています。また、対象者を「重度」に限定したことと、現在対象になっている方が2020年度の経過措置を終えると対象から外され、医療費の負担が増大し、生活を圧迫することが懸念されます。

また、精神病床の入院についても改定により、「子ども・ひとり親」の医療費助成対象者も対象から外されてしまい、医療現場から窮状を訴える意見が上がっています。

大阪府内の自治体では、子ども医療費助成制度の対象者を高校卒業まで広げるところが増えています。全国的にも対象を高校卒業まで、窓口負担の無料化が進んでいます。大阪府の乳幼児医療費助成制度は対象が就学前までとなっており、対象年齢の引き上げを求める声が多くありません。

つきましては、大阪府重度障がい者医療費助成制度と乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書を大阪府に対してあげていただきたく存じます。

ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

受理年月日 令和元年 11 月 13 日

妊産婦医療費助成制度について

陳 情 者 大阪市浪速区

大阪府保険医協会

高 本 英 司

大阪府歯科保険医協会

大阪民主医療機関連合会

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人 大阪難病連

新日本婦人の会 大阪府本部

子どもの医療費助成制度の拡充をめざす大阪府民連絡会

大阪高齢者運動連絡会

大阪府自治体労働組合総連合

府民要求連絡会

大阪社会保障推進協議会

陳情の内容

晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は市民の暮らしのためにご奮闘いただき、深く感謝いたします。

さて、2018年4月の診療報酬改定で新設された初・再診料の妊婦加算、産婦人科特例加算が、妊婦患者からSNSやツイッター等を通じて「妊婦増税」「少子化対策に逆行する」との批判を受け、2019年1月1日から凍結されました。

妊産婦の診察は、特別な対応と配慮が必要で、適切な評価は患者さんを守ることにつながります。それにもかかわらず妊婦加算が批判を受けたのは、「診療報酬として評価されるほど患者の一部負担金に跳ね返る仕組み」があるからです。

同じように小児科の場合にも診療報酬に各種加算があります。しかし、同じ加算でも子ども医療費の負担については批判がないのは、全国に普及している「子ども医療費助成」で一部負担金が減額・免除されているから、と多くの関係者が指摘しています。

6月に閣議決定された「骨太の方針2019」では、凍結中の妊婦加算を念頭に「妊産婦の負担増に

つながらない配慮を検討しつつ、妊産婦の診療に積極的な医療機関を増やし、診療の質の向上を図る」という文言を加筆しています。また現在、岩手県・茨城県・栃木県・富山県の4県が全市町村で妊産婦への医療費助成が実施されていることなどうけて、日本産婦人科医会などが全都道府県での妊産婦医療費助成制度の創設を訴えています。

つきましては、妊産婦の医療費助成制度の創設を求める意見書を大阪府に対してあげていただきたく存じます。ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

受理年月日 令和元年11月13日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高宮洋子

長川堂 いく子

滝口和美

畠山久子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

新たに就任されました永藤市長におきまして、所信表明にあります「市民の皆様が実感できる住民サービスの向上」について大いに期待するものです。市民の命と暮らしに直結する行政として、「安心・安全」な堺市になるよう国に要求すべきは要求し、堺市としても地方自治体の役割をいかんなく発揮されることを強く願います。

また温暖化による異常気象や南海トラフの地震対策など、何より暮らし、災害から命を守るために施策を優先することを望みます。

社会保障など堺市の優れた施策は残し、さらに前進させていくよう政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として、「自治体と市民の繋がりの強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願って、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 日本は度重なる災害で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で被災者への援助、被災地域の復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを予算化するよう国への提案・要望を議会としても引き続き国に要望してください。

2. 払いたくても払えない国保料金の統一化に反対する意見書を、大阪府に対して議会としても要望をあげてください。
3. 今大阪はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。賭博であるカジノは庶民の暮らしを食い物にします。カジノを「観光戦略」「成長戦略」というのは大変危惧されています。その上、脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。今年のような異常気象にも対応できるとは思えません。

また隣接する堺市としてもギャンブル関連の業者や民泊が増え、まちの形が変わるなど生活の環境が壊されることや、特にギャンブル依存症の人が増えることが懸念されます。大阪府・大阪市にカジノ誘致をやめるよう議会として要望してください。
4. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、また国に対して国連の核兵器禁止条約を批准するよう、議会としても意見書をあげて下さい。
5. 私たちは憲法9条を、守り活かすための草の根の取り組みを日常的に行ってています。今安倍政権は与党の力で強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすすまないように議会としても国に対して意見書をあげてください。

総務財政委員会審査分

6. 大阪府内のいくつかの市において制定されている、市民としての権利が生かされ、市民が主役であり、市民の意思を保障できるよう「住民自治基本条例」制定への検討を要望します。
7. タウンミーティング等、市長と市民が直接対話できるような場を設けてください。また「広報さかい」で毎月掲載されていた市長コメントを継続してください。
8. 今大阪はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。賭博であるカジノは庶民の暮らしを食い物にします。カジノを「観光戦略」「成長戦略」というのは大変危惧されています。その上、脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。今年のような異常気象にも対応できるとは思えません。

また隣接する堺市としてもギャンブル関連の業者や民泊が増え、まちの形が変わるなど生活の環境が壊されることや、特にギャンブル依存症の人が増えることが懸念されます。大阪府・大阪市にカジノ誘致をやめるよう堺市として要望してください。
9. 行政の責任で進められるべき施策を、指定管理者制度や事業委託といったいわゆる民営化をしないで下さい。図書館、保育所、公園、文化施設、教育・福祉など市民生活にかかわる分野での補助金カットも進めないで下さい。
10. 連合自治会の自衛官募集のチラシについての回答をいただきました。しかし市民としては公

務員の募集ではなく、日常的に自衛隊についての募集や広報が目立ちます。今議論になつてゐる海外の紛争地に派遣される任務も負わされている自隊員募集のチラシは市民と戦争がより身近に感じられるものです。住民生活に密着した自治会の回覧やポスター、イベントなどで広報しないでください。

11. 各選挙での投票率の低さが問題です。投票弱者が投票の権利行使しやすいように、投票所と投票しやすい機会を増やすなどを考えてください。また選挙が公正に行われるよう、投票や開票作業についても厳正に行ってください。

市民人権委員会審査分

12. 日本は度重なる災害で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で被災者への援助、被災地域の復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを予算化するよう国への提案・要望を市としても引き続き国に要望してください。また堺市においても市独自の制度を設けて防災に対する予算や人員を増やしてください。

例えば国連で採択された「持続可能な開発目標」にいわれる気候変動に具体的な対策を市独自で出来ることを考えてください。またハザードマップを市民にもっと周知するようにし、避難所を近くで安全に避難しやすい所に増やしてください。

13. 広い堺市や各区では、身近に市民の声を聞き、市民の声が反映できる市政の窓口が必要です。そのために、もとの出張所のような身近な相談ができる窓口を増やしてください。

14. 広い堺市に公民館が6館では少なすぎます。市内の自治会館・校区地域会館など集会所の利用料が高く市民が気軽に使うことができません。例えば埼玉県川口市は人口60万人に対し公民館は33館（2017年度現在）あるとのこと、せめて中学校区に一つの公民館を作り、気軽に集まれる場所を提供し、利用料の補助をしてください。

15. 堀市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、また国に対して国連の核兵器禁止条約を批准するよう、堺市としても求めて下さい。

16. 私たちは憲法9条を、守り活かすための草の根の取り組みを日常的に行ってています。今安倍政権は与党の力で強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすすまないように堺市としても国に対して求めてください。

健康福祉委員会審査分

17. 払いたくても払えない国保料金の統一化に反対するよう、大阪府に対して市としても要望をあげてください。また堺市において、基金からの繰り入れなどで引き続き保険料を下げてくだ

さい。特に18歳以下の子どもの均等割減免制度をつくってください。

18. がんの無料検診により受診率も向上していると聞いています。がんの無料検診を引き続き延長してください。

19. 各区の老人福祉センターの入浴施設を存続してください。当センター浴場・娯楽室などは無料で使用できることから地域の高齢者にとても喜ばれており、独居老人の方にとっては人との交流の場となっています。特に入浴施設は生活困窮者にとって切実です。災害時には被災者に開放するなど大変重要です。これからも無料で利用できるように存続させてください。

20. 高齢になると、加齢性難聴になる方も多く、高額の補聴器購入をためらっています。補聴器購入のための助成制度を作ってください。

21. 女性の貧困、シングルマザー及び年金での一人暮らしの女性に対しての就労支援の回答をいたしました。特に年金の一人暮らしの女性に対して住宅支援、介護支援など暮らしにかかわる支援策を講じてください。

22. 幼児教育・保育の無償化にあたり預ける子どもたちが増えることが予想されます。認可保育園を増やし、保育士の待遇改善を今後も強く要望します。堺市独自に実施している保育料無償化対象者の副食費の援助は引き続き実施を要望します。また、公立認定こども園はこれ以上の民営化はしないでください。

23. 児童自立支援施設の実施計画が突然中断しました。政令市として必要とこれまでの経過の中で用地取得や人事が決まりつつあったのに中断と知り、関係者から憤りを感じていると聞いています。堺市として必要な児童自立支援のための施設を計画通り作るよう強く要望します。

産業環境委員会審査分

24. 女性の60%が非正規、アルバイトなどです。多くの女性が正規で働き続けるように市としても就労支援策を講じてください。

建設委員会審査分

25. 広い堺市においては市内の交通の便が悪く特に高齢者にとっても区役所・病院、また買い物に行くのに移動が不便という市民の声が多く寄せられています。地域の住民の声をよく聞いて、バスなどの東西交通網の増便・増設をしてください。

26. 堺市の水道事業については民営化でなく、検針・料金徴収業務も含み堺市の責任で運営してください。水の安全・安心は市民生活及び生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については行政が責任を負うべきであり、絶対に民営化しないでください。水道料金の値下げは喜ばしいことですが、福祉施設等の水道減免は止めないでください。

文教委員会審査分

27. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。
28. 現在の選択制中学校給食のシステムは、複雑で利用者が少なく、子どもと保護者にとっては心理的な負担になっています。又、昼ご飯を何も用意出来ない子どもたちの現実をふまえ、小学校と同じ全員喫食の中学校給食と就学援助を早急に実現するよう要望します。10月からの給食費の値上げに対して家計を圧迫し、辛いと言う声が多く出されています。憲法で義務教育は無償であると謳われています、給食を教育の一環として無償にするよう要望します。
29. のびのびルームのプロポーザル方式は3年ごとに業者が替わる事で現場での問題がそのまま置き去りになる等があり、3年の検証と指導員の処遇改善をするよう要望します。現場の声を積極的に聞いて子どもたちが安全に過ごせて、保護者が安心して預けられるのびのびルームとなるように堺市の責任で運営を要望します。
30. 堺市として、学校教育の一層の充実を図るため、学級編成基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望して下さい。教科、授業が増え教職員の働く環境は一層厳しくなっています。行き届いた教育が出来るように小学校1年から中学校3年迄、全ての学級定数を35人にするよう要望します。
31. 堺市は大阪府に対してチャレンジテストを廃止するよう要望して下さい。
32. 全ての公立幼稚園を存続し、全園での3年保育と預かり保育の実施を要望します。
33. 災害時の避難所になる体育館や未設置の特別教室へのエアコン設置を早急に実施するよう要望します。

受理年月日 令和元年11月11日

竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会について

陳情者 堺市北区

竹山修身代理人弁護士 吉川興治

同 新倉明

竹山修身

陳情の内容

貴議会が、地方自治法 100 条に基づき、竹山修身前堺市長（以下「竹山」といいます。）の選挙資金問題等の調査を行う旨議決し、また、竹山修身前市長の選挙資金問題等特別委員会を設置し、同委員会に調査を委任した旨の報道がなされました。

これまで報道された内容からすると、貴議会は、竹山が市長に在職中から竹山の政治資金収支報告書について、調査をしており、竹山が調査の途中において市長を辞職したことから、引き続き、貴議会において竹山の政治資金収支報告書の内容を調査するため、前記委員会を設置したと認められます。

また、貴職から竹山富美宛に令和元年 8 月 22 日付け「記録の提出請求について」と題する書面 2 通（後援団体「竹山おさみ連合後援会」の平成 29 年分の会計帳簿等の書類一式の写しの提出を求めるもの、資金管理団体「21 世紀フェニックス都市を創造する会」の平成 29 年分の会計帳簿等の書類一式の写しの提出を求めるもの）、貴議会事務局長から竹山宛に同日付け「証人出頭にかかる日程調整について」と題する書面が、何の説明も理由もなく、報告期日も示さず、一方的に送られてきました。

地方自治法 100 条 1 項では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（略）に関する調査を行うことができる。」と規定されています。この規定から明らかのように、地方公共団体の議会が調査することができる事項は、「当該普通地方公共団体の事務に関する」こと、すなわち、堺市の事務に関することに限定されることになります。

ところで、竹山は、平成 29 年 9 月 24 日執行の堺市長選挙に立候補して当選しましたが、その選挙運動は、ビラ、ポスターの作成等の費用を堺市において負担した分を除き、堺市とは関係なく、竹山とその支持者が集めた資金によって賄われました。堺市に関係なく集めた資金を公職選挙法の

範囲内で、選挙運動のために使用することは、堺市長選挙に立候補した者及びその支援団体等が自由にできることであり、堺市は何ら監督することもできないのですから、堺市の事務とは、全く関係がないと言えます。なお、堺市が負担したビラ、ポスターの作成等の費用は、竹山が契約した業者からの請求に基づき、堺市選挙管理委員会から竹山が契約した業者に、直接、支払われており、竹山及びその支援団体等が交付を受けたことはありません。

ましてや、政治団体である竹山おさみ連合後援会、21世紀フェニックス都市を創造する会、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会は、一般市民らからの寄附等によって資金を集めており、国の政党交付金はもちろん、堺市からも資金の交付を一切受けておらず、この関係では、大阪府選挙管理委員会に対し、毎年、政治資金収支報告書を提出しています。ですから、竹山おさみ連合後援会、21世紀フェニックス都市を創造する会及び堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の政治資金収支報告書の内容を調査することは、大阪府の事務とは言えても、堺市の事務とかけ離れたことであり、本来、堺市議会において、調査権限がないと言わざるを得ません。

他面、堺市の事務についていえば、堺市選挙管理委員会において、竹山から提出された選挙運動費用収支報告書について、公職選挙法193条に基づき、公職の候補者その他関係人に対し、報告または資料の提出を求めることができると規定されていて、同選挙管理委員会の行政事務の執行が適正になっていたかどうかという観点で、同収支報告書の内容について資料提供等の調査はできるものの、その調査は、実地調査に及ばない範囲でのものであり、一候補者の収支の実態まで調査する権限はないと言えます。

加えて、同選挙管理委員会の行政事務の執行の適正を確保する観点からの調査であれば、竹山と同時に堺市長選挙に立候補した候補者の選挙運動収支報告書についても調査するのならまだしも、竹山一人についてのみ調査するということはいかにも偏頗な取扱であり、調査の目的が同選挙管理委員会の行政事務の適正を確保するためなどではなく、その実、竹山の政治資金の収支の実態を調査しようとしていると言わざるを得ません。

竹山としては、以上のように、貴議会が議決した竹山修身前堺市長の選挙資金問題等の調査は、地方自治法100条の規定を逸脱し、貴議会の権限濫用であると思慮しております。

貴議会において、上記掲記の資料提供を求めたり、証人としての出頭を求める前に、竹山及び堺市民に対し、竹山の選挙運動収支報告書を今回調査することが、どういう観点から、何故、堺市の事務に該当すると考えているのか、堺市のどのような事務を、どのように適正化するのを目的として調査するのかなど分かりやすく根拠を示して説明することを求めます。

受理年月日 令和元年8月30日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

藤村光治

陳情の内容

堺の大切な資産を生かしきれず、街の魅力が伝わっていないために地価は横ばい。止まらない人口流出（堺市は移り住む人よりも堺市から出でていく人のほうが圧倒的に多い）。この最大要因は、進まない街づくり、向上しない住民サービスにある、同じ税金を払っても、子育が他の市と住む場所が異なるだけの差が生れてきます。人口増加のために陳情します。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 政治資金収支報告書で事実と異なる記載が明らかになりました。市長（竹山）2億3,000万円余りに上ったことが明らかになりました。3月の議会で資金管理団体や後援会など政治資金収支報告書1億3,000万円余りを記載していなかったとする調査結果について不自然な点が数多く指摘され、再調査を求められました。記載していなかった金額は収入が1億2,000万円余りが、支出が1億1,400万円余り、合わせて2億3,400万円余りに上がり、1億円多くなっています。政治資金パーティーの収入は当初850万円、前回3月は1,800万円さらに3,400万円余りと4倍以上に増えています。前竹山市長は恥すべきことです。議会は100条委員会の内容を市民に知らせてください。
2. 政治資金・政務調査、法的に議会は進めてください。

総務財政委員会審査分

3. SDGs 未来都市堺泉北ニュータウン堺市は政策を進める発表した貧困や不平等、格差、気候変動、資源の枯渇、自然破壊、人口増加などの様々な問題を根本的に解決し、南区をよりよいまちをめざしてください。
4. 行財政改革の第3期プログラム確実に進めてください。
歳出の削減や歳入の確保を目的とし、未来の子どもに進めてください。市民サービスの向上

や組織の強化など質の改革に加え両面から、公共サービス改革、行政運営改革及び財政運営改革の取り組みは確実に進めてください。

市民人権委員会審査分

5. 災害・地震・台風各区（地域）によって対策を進めてください。救出、救護、消火又ライフライン復旧、緊急支援物資を各区役所拠点をこしらえてください。
6. 区民評議会は市民が参加出来る（若い人・子育て・高齢者）声を出来る区民評議会（子ども）進めてください。
 - (1) 児童虐待
 - (2) 女性への暴力
 - (3) 生徒への暴力（先生）
 - (4) 高齢者は特殊詐欺
 - (5) 子ども、人権
 - (6) 人口と自治会への加入を増やす

6つを区民評議会で進めてください。

健康福祉委員会審査分

7. 子ども・子育て支援制度においては「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方方が基本とされています。障害、疾病、虐待、貧困など社会的支援の必要性が高い子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを推進して、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育てや子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。堺市は子育てや、子どもの成長に喜びや生きがいを感じる環境を実現してください。
 - (1) 子育て世帯への支援と負担の軽減
 - (2) 社会全体で子どもをはぐくむ仕組みづくり
 - (3) 学ぶ力、生きる力の育成
 - (4) 教育、生活環境の充実

計画の理念と基本方針を進めてください。

産業環境委員会審査分

8. 世界遺産・百舌鳥古墳群の直通バス（堺東・堺駅・中百舌鳥駅（メトロ））レストラン、おみやげ、お寺、名所、ガイドブック、各駅に自転車の道。自転車貸出を進めてください。
9. 世界遺産古墳の百舌鳥古墳群のガイダンス施設（45億円）など中止し、市民に理解が出来

ないです。（ヘリコプター）堺市は金持ちだけですか。住民に理解（やかましい）できないです。早く新しい政策して、市民の声を聞いてください。

10. 堺市レッドリスト 2015 年 5,126 種の分布が確認されました。そこから動物 333 種、植物 320 種の合計 653 種、要注目生態系 6 単位市外来種、ブラックリスト、動物 52 種、植物 27 種 3 属の合計 79 種 3 属を選定します。

堺市環境保全対策に 2020 年にレッドリストの作成を進めてください。「生物多様性・堺戦略」検討してください。

11. SDGs 未来堺市環境面

①リフューズ ②リデュース ③リユース ④リサイクルを進めてください。

12. 堺市プレミアム付商品券取扱店舗（商品券）をわかりやすく市民に知らせてください。

建設委員会審査分

13. 都心のにぎわいづくり。

堺東・堺駅・鳳・泉ヶ丘・北野田

- (1) 都心中心市街地の再生
- (2) 交通機能の強化
- (3) 歩いて楽しい都心空間づくり
- (4) 公園・子ども遊べるまちづくり

政令指定都市移行（平成 19 年）堺市人口は 84 万人でした。今は 83 万人です。いかに都市計画が出来ないからです。子育て住む町です。又若い人が住めない町です。都心に若い人、子ども、街に進めてください。自由都市・堺をルネサンスの街にこしらえて。

サッカー・ナショナルトレーニングセンター、ハーベスト、美原総合スポーツクラブ、全国でトップレベルです。市民、企業、行政が一体となって、都市開発を進めてください。

14. 都市計画は近大移転で公園を激安売却を 5 ヘクタールを 22 億で進めました。1m² 4 万円余り建設委員会で決着しました。市民は破格の公園売却、市は今年の三原台 1-1-3 ジョイパークの公示価格の 1 平方メートル当たり 14 万 8,000 円に比べるとかなり安いです。市は公共用地を売却する場合不動産鑑定士の意見を聞いた上で売却を進めるべきです。大阪府は学校法人大谷学園に売却した体育センター跡地の売却価格は 1 平方メートル当たり 5 万 8,500 円です。その価格と比較しても 1 万 7,000 円安いです。市民に安い価格の説明をしてください。

15. 原山公園再整備に屋外プール新たに設置します。47 億円です。面積 1 万 500m² です。近年のプール利用者数 12 万人に適した施設となるような規模を縮小しますというのはおかしいです。今は入場者 10 万人です。原山公園は 8 万人になりました。駐車場 269 台しかありません。又屋外プール閉鎖期間の有効活用を市民に知らせてください。又緑道を子どもや女性が安心して

通行できるようにしてください。

バリアフリーの観点から高齢者や障がい者が駅からプールへ行ける道をこしらえてください。

16. 水道工事のため、断水のお知らせ、お客様センター、水道サービスセンター、工事完了後に濁った水が出ることがありますので食事などにご使用になる水はあらかじめ容器などに取り置きくださいということを2週間前には市民に知らせてください。

文教委員会審査分

17. 堺市教育プラン「ひとつくり・まなび・ゆめ」

あらゆる場での心の教育・縦につながる教育、横にひろがる教育を基本的視点として教育の活性化して取り組んでください。

- (1) 教育にインクルーシブ教育取り組み
- (2) 低カロリーの給食の取り組み
- (3) 先生が生徒のいじめ
- (4) 先生が先生のいじめ
- (5) 生徒が生徒のいじめ

受理年月日 令和元年11月11日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市中区

堺市内民商連絡会

代表 福山 征四郎

堺北民主商工会

堺東民主商工会

堺南民主商工会

美原狭山民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手。中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達民商は地域に根ざし、雇用、経済、文化、町並みに貢献する小規模な業者こそ、堺市が積極的に育成援助するべきとの立場から活動する商工団体です。地元の零細業者に対する施策は、業者個々人を助けるという事のみに留まらず、自治体として産業創造と街づくりの発展という大きな視野に立って成されるべき政策課題である自覚を、ぜひ堺市に持っていたいと思います。昨今、堺市では政治と金にまつわる不祥事が続いている事と合わせ、以下の事を陳情するものです。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 竹山前市長の政治活動資金問題について、堺市と堺市議会は、真相究明を徹底的に行う事。
2. 前市長の政治活動資金問題、元維新の会の市議二人が起こした政務調査費横領など、政治と金の問題は市民として到底容認出来ない。二度とこのような破廉恥な問題が起らぬよう、政治資金および政務費の不正を防止する対策を策定する事。

総務財政委員会審査分

3. IR（カジノを含む統合型リゾート）の大坂への誘致は、堺市民にもギャンブル依存症の被

害、児童への悪影響など、堺市にとって極めて不利益である。そもそも、賭博による観光振興・経済成長など倫理的に許されるものではない。健全な経済成長・児童の教育を守り社会正義を示すため、「動向を注視する」などというあいまいな態度ではなく、即刻反対を表明する事。

4. マイナンバーは情報流出の恐れがあるなど制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事、未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事、上記のような不適切な対応があった場合はすぐに担当課および担当者に指導を行い、個別の案件として片付けず、行政の問題として組織全体にファイドバックする事。
5. 全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
6. 消費税は小さい事業所ほど転嫁が困難であり、10%への増税が、倒産廃業の連鎖を引き起こす事は過去の事例からも明白である。また、低所得者ほど負担が重い逆進性の強い税金であり、児童や障碍者などの社会的弱者の生活費にまで課税されている、倫理的に問題のある税金でもある。これらの問題はポイント還元や複数税率などのその場しのぎの政策によって到底解消されることでもない。「国の制度だから仕方が無い」「本市においても貴重な財源となっています」などという、国や自治体の消費税の財源収入のために、堺市の中小零細小規模業者の減衰・切捨てや弱者への課税をしても良いという理屈は当然許されない。堺市としても地域経済の損失であり、社会正義の問われる問題である。堺市として消費税5%への引き戻しを国に求める事。
7. 現在施行されている「物品調達に係る有資格者名簿」はあくまで公共の受託業務に関する制度であり、災害などの有事に市民が全く活用できないものである。地元建設業者支援策ならびに街づくり施策として、災害時の迅速な修繕、営繕にも効果が示されている小規模工事希望者登録制度を創設する事。
8. 所得税法56条は、事業専従者の経済的自立性を侵害する法律である。同法の存廃は国税の問題ではあるが、同時に同法の存在は、人権問題である。住民の人権を守るために廃止決議を上げた自治体が数多くある事は周知の事実である。よって、堺市も「本市から賛否を表明すべき内容ではない」などという市民の人権を見捨てる態度をとらず、堺市として国へ廃止を訴えかける事。

市民人権委員会審査分

9. 京都府や島根県大田市の様に、国や府任せにせず堺市自身が小規模事業者向けのきめ細やかな災害支援策を策定する事、また昨年度、台風被害の認定にあたり実態に伴わない被害程度の

低い認定が出される案件が出ている。今後、国の基準以上に適切で市民に寄り添い、負担軽減につながる認定基準と災害支援を設け、運用する事。

健康福祉委員会審査分

10. 国民健康保険料が広域化によって値上げとなり、市民は更なる負担を押し付けられ、それによる行政上のメリットも示されていない。管理を広域化から、再び市へ戻すように働きかける事、黒字の国保財政予算や基金からの繰入れを行う事、全国知事会にて全会一致で提案された国への一兆円規模の負担を要求し、人頭税に当たる均等割・平等割分をなくし、国民健康保険料を更に引き下げる事。
11. 国民皆保険制度を侵さないという観点から、経済的に困窮状態にある市民へは、府内統一基準以上の減免制度を拡充させ、減免や現在申請がゼロになっている換価の猶予の申請を積極的にすすめ、延滞金の免除をはかる事、そういった制度があることを市民に説明し秘匿しない事。
12. 国民健康保険の資格証明書、短期保険証の発行は行わない事、窓口などで不適切な対応があった場合はすぐに担当課および担当者に指導を行い、個別の案件として片付けず、行政の問題として組織全体にフィードバックする事。

産業環境委員会審査分

13. 任務放棄した前市長策定のアクションプランは堺市の小規模零細業者の実態を把握したものではない。小規模企業振興基本法に則り、国、自治体、大企業の社会的責任を明確にし、小規模事業者の育成援助を目的とした小規模企業振興基本条例を制定する事。また制定に当たって、一部団体の報告や調査だけにとどまらず、堺市内全業者への悉皆調査を行い実態の把握に努める事。
14. 家族経営の経営環境改善と事業承継を促進する為、国や府と連携を行い、ものづくり補助金・固定資産税の減免の拡充、堺市独自の無担保無保証融資など、小規模事業者の育成援助の具体的施策を実施する事。
15. 現在施行されている「物品調達に係る有資格者名簿」はあくまで公共の受託業務に関する制度であり、災害などの有事に市民が全く活用できないものである。地元建設業者支援策ならびに街づくり施策として、全国三百以上の自治体で実施され、地域内での高い経済効果が実証されている住宅リフォーム助成制度を創設する事。

文教委員会審査分

16. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規

定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事、その財源は近年、毎年黒字の税収から捻出する事。

受理年月日 令和元年 11 月 12 日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

支部長代理 長澤 加代子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化により、ますます大変になってきています。

日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたく、次のことを陳情します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 「副首都推進本部会議」への参画を中止し、堺市が都構想の議論に参加することができないようにして下さい。
2. 国の「基本方針」、自治体の「実施方針」等が、策定公表されるまでに、カジノ誘致に積極的な大阪府に対して、堺市としてカジノ誘致反対を表明してください。
3. 近大病院への土地の売却がなされましたか、今後の泉ヶ丘地区移転に伴う諸問題について、住民の不利益にならないよう責任を持って、住民参加で計画を進めて下さい。
4. 大蓮公園の今後の活用については、周辺住民の意見を聞きながらその意向を尊重して進めて下さい。憩いの場としての公園の目的を残してください。

泉ヶ丘公園の開発計画についても住民の意向を尊重してください。

5. 現在の投票所には、身体の不自由な人や高齢者が行きにくい場所が多くあります。身近な地域会館を利用するなどしてより多くの人が楽に投票に行けるようにして下さい。

市民人権委員会審査分

6. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめ、もっと多く

の人に知られるような宣伝・啓蒙を推し進めて下さい。兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願ひします。

2016年4月から世界的に取り組まれている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願いします。又、日本政府に「核兵器禁止条約」に参加するよう強く働きかけて下さい。

健康福祉委員会審査分

7. 老人福祉センターの入浴施設については、災害時の活用も想定し、廃止の方針を再検討してください。又、施設を無料で利用できるようにこれからも存続させてください。
8. 「5大がん検診無償化」については、受診促進強化期間を継続し、さらに対象を拡充してください。又、歯の検診やその他のがん検診の無償化を検討してください。
9. 政令市として主体的にすすめてきた児童自立支援施設整備の一方的中断については見直してください。

建設委員会審査分

10. 「光明池発 泉ヶ丘駅行き直行バス」を区役所・梅文化会館利用のため、梅・美木多駅周辺に停車駅を作ってもらえるよう南海バスに要望してください。
11. 桃山台4丁堺西高校を取り巻く溝と、歩道の段差が激しく歩道橋も狭く、正門付近を歩行時、溝にはまり骨折や打撲する高齢者や子どもが後を絶ちません。溝にふたをする、歩道の植え込みを切って舗装し歩道幅を広くする、溝に入らないように柵をするなど、安全に通行できるようにして下さい。

文教委員会審査分

12. 災害多発の中、避難所の役割を併せ持つ小・中学校の体育館および理科室・家庭科室の空調設置を早期に実施してください。
13. 南図書館梅分館、美木多分館の利用できる時間を他の図書館と同様にしてください。早急に検討をお願いします。市立図書館への指定管理者制度導入による民間委託は行わないでください。
14. 全員喫食・自校調理の中学校給食を早期に実施するとともに、小・中学校給食費の無償化を進めて下さい。

受理年月日 令和元年11月12日

堺消防署について

陳 情 者 堺市堺区
戎之町西町会
会長 櫻 井 利 彦

堺消防署移転に際し、濠内に分署を設置してください

<陳情事項>

1. 堀消防署の出島浜への移転話が出ておりますが、現在建っている場所にての建て替えを望みます。

2. 縦しんば出島浜に移転をするととも濠に囲まれた旧市内、出来れば現在の場所にその分署を建て替えて設置してください。

理由としまして既に橋の耐震補強工事を行なってはいますが、何が原因で橋の通行が不可になるかもわからないからです。

そして分署には最低ポンプ車2台・救急車1台を配備してください。

3. 市校区は水没エリア面積が広いです。

建て替えの際には分署建物の階層を増やして上階に市校区市民が避難できる広いスペースを確保してください。

移転先はハザードマップで水没する・液状化するエリアです。

そんなところに消防署を移転する事に疑問を抱かずにはおれません。

専門家を有する役所組織が被災する場所で有ることを知らないハズはないのに、あえてその場所を選定した事は理解に苦しむことを付け加えておきます。

受理年月日 令和元年11月13日

児童発達支援センターの充実について

陳情者 堺市南区

五園さくらの会

会長 藤井万知他 18,468名

障がいを持つ子どもたちの児童発達支援センターの充実を求める件

陳情の内容

児童発達支援センターでは、この5年間で正規職員が減少し、現場経験の少ない臨時職員が増えています。障がいを持つ子どもたちは環境の変化には特に敏感なので柔軟に対応でき継続性のある正規職員が必要です。そのためには、今後も公的責任のとれる堺市社会福祉事業団による安定した運営の継続が不可欠です。4月より第2もず園とえのきはいむが統合され、新しい園舎での療育が開始したばかりですが、子どもたちが安全に過ごせるよう、引き続き、設備の充実をお願い申し上げます。

医療型児童発達支援センターにおける単独通園の拡充、子どもたちを育んでいく上で必要なリハビリの保障、子どもたちの負担を減らす為の通園バスの増加等、これから生きていく障がいを持つ子どもたちの為に、よりよい療育環境実現を切に願います。

<陳情事項>

1. 療育水準を低下させないよう、園児対保育士（児童指導員含む）の比は正規職員3:1を厳守してください。また、堺市社会福祉事業団による運営を今後も継続して下さい。
2. 医療型児童発達支援センターに通う子どもたちの単独通園を一日でも増やせるよう職員体制を保障出来る予算を確保してください。
3. セラピストを増員し、園でリハビリを受ける回数を増やすこと、卒退園後も継続してリハビリが受けられるよう、予算を捻出して下さい。
4. 通園バスの長時間乗車や自宅から離れた乗降場所は園児の負担になるため、引き続き通園の負担軽減対策をお願いします。

5. 第2もず園の子どもたちが日常的に使うドアは、安全でスムーズに出入りできるように設備改善をお願いします。

受理年月日 令和元年11月12日

児童自立支援施設について

陳 情 者 大阪市北区

大阪弁護士会子どもの権利委員会 弁護士有志一同

代表者 弁護士 大 畑 亮 祐

大阪市北区

弁護士 藤 井 美 江 他 34 名

「堺市児童自立支援施設設置基本計画に基づく施設整備の中止（令和元年 8 月 22 日）に対して
再考を求める件」

陳情の内容

(1) はじめに

陳情者らは、大阪弁護士会子どもの権利委員会に所属する弁護士有志である。陳情者らは、日常的に、非行少年の付添人、児童虐待問題における児童相談所の相談・法的対応、児童福祉施設等における児童の支援、行政における子ども家庭福祉部門での法的アドバイスや審議員等の活動を行っている。そのような立場・経験から、堺市の本計画の中止には、以下述べるような問題点や疑問があることを指摘する。

(2) 堀市は、法律上、児童自立支援施設の設置義務を負っている

そもそも堺市は、政令指定都市として、法律上、児童自立支援施設の設置義務を負っている（児童福祉法 35 条 2 項、児童福祉法施行令 36 条、児童福祉法 59 条の 4 第 1 項、児童福祉法施行令 45 条 1 項、地方自治法施行令 174 条の 26 第 1 項）。これにより、堺市は、平成 18 年に政令指定都市移行に伴い、児童自立支援施設設置をめざすこととしつつも、施設設置まで時間を要することから、大阪府との間の協定をもって、事務委託を行い、本来、堺市立の児童自立支援施設に入所、措置されるべき児童を、大阪府の児童自立支援施設（大阪府立修徳学院）に入所措置してきた。

今般の本計画の中止は、上記の法律上の設置義務を果たすために進めてきた計画を止めて、その履行を怠ろうとするものであり、法律による行政の原理の観点からして、是認できない。

なお、確かに、堺市に限らず、他の政令指定都市においても、児童自立支援施設の設置義務を果たせていない自治体は多数見られる。しかし、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市は設置義務を適切に果たしているところ、設置義務を果たせていない他の都市に倣う理由はないはずである。また、次項に述べるとおり、他の政令指定都市に比べても、堺市における児童自立支援施設設置の具体的な必要性はかなり高いことが統計上明らかである。

(3) 堺市において児童自立支援施設設置の必要性は高い

ア 大阪府への事務委託では不十分であること

平成24年3月の堺市立児童自立支援施設基本構想では、事務委託先である大阪府立修徳学院の入所児童は、定員に近い状態が続いている、すぐに児童が入所できない状況があるため、早期の施設設置の必要性があると指摘されていた。このことは平成31年1月に策定された本計画においても同様に指摘されており、事務委託による方法では、堺市の児童のうち、児童自立支援施設に入所措置されるべき児童の定員数が不十分である状況が続いていることがわかる。

この点、本計画の図表7「年度別児童自立支援施設入所措置人数の推移」によれば、①大阪府立修徳学院以外の児童自立支援施設に措置された人が相当数いることが慢性的に続いている、②さらにここ数年では、堺市全体の児童自立支援施設入所措置人数のうち、大阪府立修徳学院以外の施設とされる割合が増加傾向にあることも読み取れる。もちろん、中には定員数以外の要素から他の施設に委託される事案もあるが、その数字からすると、事務委託の方法による大阪府立修徳学院への入所措置では、堺市の児童自立支援施設に入所措置させることが適切である児童に十分対応できおらず、児童自立支援施設の定員不足の影響があることが明らかである。

なお、本来であれば、児童自立支援施設入所が適当な児童であっても、定員の関係から受け入れが難しい際に、やむなく児童養護施設等別種別の施設に措置をしている場合があるが、そのような事案はそもそも統計上問題となって現れないことにも留意すべきである。

イ 他の政令指定都市との比較

また、堺市は、本計画の図表5「政令指定都市の生徒1万人当たりの非行相談件数」では、大阪市に次いで2番目の多さ、図表6「政令指定都市の生徒1万人当たりの児童自立支援施設入所措置人数」は4番目の多さとされており、児童自立支援施設へ入所措置する必要性の高い事案が他の政令指定都市に比べても多いことが判明している。このことが、現状の児童自立支援施設の定員不足による受け入れ困難につながっているものと推測できる。

ウ 施設の定員不足によって考えられる影響

児童自立支援施設の恒常的な定員不足は、児童に必要な福祉的措置が十分ではないことを示しているが、特に具体的な影響としては、以下のような内容が考えられる。

① 先に触れたとおり、本来、児童自立支援施設の入所が適切と考えられる児童について、児童自立支援施設への入所がかなわないときには、児童養護施設等の別種別の児童福祉施設等への措置が検討されることがある。この場合、当該児童について適切な福祉的措置が保障できない問題があるばかりか、受け入れ先となった別施設においても施設の特性に合わない児童を受け入れることによって、施設運営上の影響や負担が生じることとなる。また、その結果、当該施設に入所している別の児童への悪影響の波及が否定できない。

② 児童自立支援施設にすぐに入所できないために、児童相談所での一時保護の期間が長期化する児童が出てくるおそれがある。

③ やむを得ず他府県の児童自立支援施設に入所させた場合、大阪府内の児童自立支援施設に入所させた場合と比べて、児童の家庭、ケースを担当する児童相談所と物理的な距離が生じてしまうため、家庭や両親との調整や、児童相談所の担当職員との連携等が不十分になってしまうことがある。

以上のような事態を避けるためにも、堺市は、自ら、十分な児童の受入体制を確保できる児童自立支援施設を設置することが求められているのである。

エ 基本計画の指摘した事情に変化がないこと

上記ア・イで指摘した2点は、いずれも、平成31年1月に取りまとめられた本計画において指摘されている事情である。つまり、本年1月時点では、堺市において児童自立支援施設を設置すべき必要性があったことは明らかである。そして当然のことながら、以後、施設設置の必要性が解消するような事情の変化は見られていない。

この点、令和元年8月22日堺市長会見では、施設設置計画の中止に関し、①大阪府との連携が可能になったこと、②多額の整備費用やランニングコストを勘案したことが触れられている。しかし、大阪府との連携と言っても、上記のとおり、大阪府への事務委託という形での連携は従前よりなされてきたのであり、かつこの方法によっては、定員の問題から十分な児童の受け入れを確保できないことが続いている。また、施設を設置しなかった場合に生じる児童への不利益やそれによって生じる各種の長期的な影響をも併せて検討すべきであり、単純なコスト計算による判断は本質を見誤る危惧がある。

(4) 児童自立支援施設設置の重要性

児童自立支援施設は、児童福祉法44条において「不良行為をなし、又はなす恐れのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等をする児童を入所させ……個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と定義されている。

この点、子どもの非行や様々な問題行動の要因の一つに、児童虐待を含む家庭環境の問題

があることは、これまでに数々の専門的知見が積み上げられており、社会的に認識されていると言つてよい。そして近時、児童虐待の認知・対応件数の増加が著しいことは統計上も明らかになっているところ、これに伴い「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も増加していくこと、あるいは児童養護施設等の別種別の児童福祉施設等への入所によつては、児童に適切な福祉的措置を行うことが困難な事案が増加していくことは容易に推測できる。

児童自立支援施設は、このような環境要因等によって適切な福祉的措置が必要となった児童について、寮長・寮母と呼ばれる男女ペアの職員を中心とした疑似家庭的な小規模寮での生活を通じて、今までの生育環境で経験することのできなかつた普遍的な家庭的な経験をさせること等、家庭的・福祉的なアプローチを行う専門的役割を担っているところ、今後ますますその重要性は高まっていくと言うべきである。

今般の設置計画中断の判断にあたっては、このような昨今の社会背景が十分かつ適切に考慮されていないように思われる。

(5) 政策の一貫性を保つべきこと

ア 児童虐待問題関連政策との関係

令和元年8月22日の堺市長会見では、本件とは別に、児童虐待問題に対応していくため、児童相談所（堺市子ども相談所）に配置する児童福祉司と児童心理司を、今後3年間で倍増するとの施策を発表している。

しかし、深刻化する児童虐待問題に対応するために児童相談所の人的体制を強化するのであれば、同時に、不適切な家庭環境から保護した児童を処遇する環境を整える必要もあり、にもかかわらず、本計画に基づく児童自立支援施設設置を中断することは、矛盾した施策であるとの評価を免れない。上記のとおり、児童自立支援施設入所の対象となる児童は、背景に児童虐待があることが多く、児童相談所の一時保護等がきっかけとなって入所することも少なくない。また、児童自立支援施設は、児童養護施設や里親等のもとで不適応行動が生じ、適切な福祉的措置が困難になった児童の受け皿となることも多く、児童虐待を受けた児童に対する福祉的措置を行う施設としての必要性は非常に高い。このように、深刻化する児童虐待問題に対応するためには、児童相談所の人員配置の強化と同時に、本計画に従って児童自立支援施設の設置を推進すべきであって、児童自立支援施設設置計画を中断することは、児童虐待対応の施策としては矛盾したものであると評価せざるを得ない。

なお、この問題は、児童自立支援施設だけではなく、一時保護所や児童養護施設、児童心理治療施設（これも堺市には未だ設置されていない。）、里親等も含めた社会的養護の児童の受入れ体制全体の問題でもあり、「堺市として困難を抱えた子どもたちをどのように支援していくか」という観点からも再検討が必要であることを付言する。

イ 堺市の全体的な政策との関係

堺市は、子ども子育て支援施策として「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども青少年の社会的養護等」のための事業として前記児童自立支援施設整備事業を掲げ、「堺市立児童自立支援施設早期開所予定」を令和元年目標事業量に設定していた。

さらに、都市経営の基本戦略として「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」を策定している。そのなかでは「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦!」を挑戦の1つとして掲げており、「困難を抱えた子どもの社会的自立」を達成目標としていた（このことは、本計画でも指摘されている。）。

また、堺市はSDGs未来都市に選定され、持続可能な開発目標の推進に取り組んでおり、そのために上記マスタープランを着実に推進することとしている。堺市SDGs未来都市計画では、児童自立支援施設に関する直接の記載はないものの、子どもが地域で安心して生活する環境の創設や、生活保護世帯の子どもの自立支援といったトピックにも触れられているところである。

このように堺市の全体的な政策との兼ね合いでは、児童福祉施策を充実させることの重要度は高いものとされている。その一方で、今回の唐突な児童自立支援施設設置計画の中止は、上記した堺市の基本政策とも矛盾するものである。

ウ これまでの施設設置に向けた活動経過との関係

堺市は、平成18年以降、先の設置計画中断の発表まで、約13年間にわたって、児童自立支援施設設置に向けた施策を行ってきたが、未だ児童自立支援施設の設置に至っていない。児童自立支援施設の設置が長期間行われなかつた一因としては、用地確保の困難さがあつたことと推察される。しかし、この度ようやく用地を確保することができ、懸念が解消されたことで、平成31年1月の本計画の策定、具体的な整備の実施に取り掛かるところまで施策が進んでいた。令和元年7月23日堺市子ども・子育て会議においても、委員に対し、令和6年度整備完了に向けて整備事業を進めていく旨が報告されていたところである。

このように、これまで長期間をかけて進められていた事業について、一転中断するということであれば、その判断の正当性については、十分に議論や検討を行ったうえでなされるべきである。しかし、これまで述べてきたような問題点を含めて、十分かつ慎重な議論・検討を行つたようには思われない。

(6) 小括

以上の観点から、陳情者らは、今般の本計画の中止について反対し、堺市に対して本計画を推進し、児童自立支援施設整備を進めるよう求めて陳情するものである。

<陳情事項>

堺市は、令和元年8月22日に、堺市児童自立支援施設基本計画（以下「本計画」という。）に基

づく施設整備を中断する旨を発表したが、陳情者らはこの中断に反対し、堺市に対して本計画を推進し、児童自立支援施設整備を進めるよう求める。

受理年月日 令和元年 11 月 12 日

老人福祉センターについて

陳 情 者 堀市堺区

老人福祉センター（堺・中・東・西・南・北・美原）の入浴施設存続を求める会

代表者 藤 洸 司

堺市堺区

小 林 稔 明 他 2,443 名

陳情の内容

堺市は老人福祉センターの入浴施設廃止の方針を出しました。

当センターは、浴場、娯楽室などが無料で使用できることから、地域の高齢者にとても喜ばれており、独居老人の方にとっては人との交流の場となっています。高齢者の社会参加と自立支援を促す役割を担っています。特に、入浴施設は、自宅で1人で入浴が困難な高齢者の利用や災害時には被災者に開放するなど大変重要です。こうした趣旨から以下の事を陳情します。

＜陳情事項＞

1. 老人福祉センターの入浴施設を廃止しないでください。
2. 施設を無料で利用できるように、これからも存続させてください。

受理年月日 令和元年 11 月 12 日

老人福祉センターについて

陳 情 者 堀市堀区

戎島住宅自治会

薦 田 清

堀区老人クラブ連合会

市 原 義 彦

米 山 智恵子

戎島団地

加 藤 勉

＜陳情事項＞

1. 老人福祉センターの入浴施設を廃止しないで下さい。
2. 施設を無料で利用できるように、これからも存続させて下さい。

受理年月日 令和元年 11 月 13 日

陳情第 65 号（健康福祉委員会）

老人福祉センターについて

陳情者 堺市西区

Feliz キッズ食育サロン

柴田利栄

陳情の内容

老人の心身の健康保持や生活の安定のために設立されている老人の居場所を廃止しないで下さい。心よりお願い致します。

＜陳情事項＞

1. 老人福祉センターの入浴施設を廃止しないで下さい。
2. 施設を無料で利用できるように、これからも存続させて下さい。

受理年月日 令和元年 11 月 13 日

陳情第 66 号（健康福祉委員会）

老人福祉センターについて

陳情者 堺市西区

澤井来実

陳情の内容

ますます高齢者が増えていく中で入浴事業の廃止はナンセンスすぎると思います。新設するならまだしも。

<陳情事項>

1. 老人福祉センターの入浴施設を廃止しないで下さい。
2. 施設を無料で利用できるように、これからも存続させて下さい。

受理年月日 令和元年 11 月 13 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区
堺社会保障推進協議会
会長 今 田 光 俊 他 3,045 名

陳情の内容

高齢化社会と格差貧困の中、国による社会保障制度の改悪が次々と実施されています。その下で、自治体には市民生活を守る防波堤となる役割がますます求められています。堺市では、政令都市としての権限や財源を活かし、子育て、教育、医療、福祉、保健、都市計画などの市民要求が実現してきました。私たちは、更なる社会保障の充実を求めて以下の事項の実現を 3,046 筆の要望署名を添えて、陳情いたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 国民健康保険に関して

- (1) 国保の財源として、国に 1 兆円の公費の投入と大阪府には、高すぎる統一国保料の見直しを求めて下さい。
- (2) 市は、もっと基金を繰り入れて、保険料を下げて下さい。子育て世帯の負担を軽減するために、均等割（加入者一人につき 2 万 9,673 円）は、子どもにはかけないで下さい。
- (3) 医療費の一部負担金減免制度を改善・拡充し、市民に知らせて積極的に適用して下さい。
- (4) 滞納世帯への機械的な差押えをせず、生活困窮などの特別事情があるときは保険証を発行して下さい。

2. 介護保険、高齢者施策に関して

- (1) 保険料の減免制度の更なる拡充と利用料の減免制度をつくって下さい。
- (2) 総合事業は、専門職によるサービスを継続し、介護サービスの質を下げないでください。
- (3) 保険給付に対する国の負担割合の引き上げを求め、保険料を引き下げて下さい。

3. 子ども医療費助成制度は、一部負担金をなくし、高校卒業まで無料にして下さい。

4. 障害者施策に関して

(1) 障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害に応じた多様な「暮らしの場」を確保して下さい。

(2) 精神障害で精神病床に入院する時の医療費負担を軽減する市独自の助成制度をつくって下さい。

5. 健診について

(1) がん、歯科、各種検診の無償化・拡充をして下さい。

(2) 移動健診の実施など、もっとかかりやすいシステムを作つて下さい。

6. 生活保護について

(1) 生活保護を申請した時は、すみやかに受理し、申請権を保障して下さい。

(2) ケースワーカーを基準どおりに増員し、利用者に寄り添った援助をして下さい。

7. 保育士の待遇を抜本的に改善するとともに、早期に待機児童を解消して下さい。

文教委員会審査分

8. 就学援助制度は、認定基準を引き上げて下さい。

9. 中学校給食は、小学校と同様に全員が食事できる完全実施及び無償化を実施してください。

10. のびのびルームは、民間企業への委託をやめ、指導員の待遇を改善し、早期に専用教室を確保して下さい。

受理年月日 令和元年 11 月 12 日

環境施策について

陳 情 者 堺市西区

石 川 万壽子

隣地マンションのごみ設置場所への指導に関して

陳情の内容

隣地においてマンションの建設計画があります。当方（以下「甲」という）に、施主である大和ハウス工業株式会社（以下「乙」という）が示した最初のマンション及びその敷地周辺の図面（以下、「設計図」という）によれば、ごみ集積場（特に生活ごみ）が当方との隣地境界線沿いに置かれている事から、ゴミ集積場及びコンテナ等（以下、「ごみ集積場等」という）の設置場所の変更を求めました。その後、乙が二度目に示した設計図によれば、最初の設計図から西側に約1メートル移動しただけの物でした。当方は、生活環境・悪臭や害虫発生の恐れ・美観の破壊等を危惧し、些細な変更に留まった理由を尋ねた処、乙は、堺市環境局から「ごみの収集作業に支障のない事、及び収集作業中において他の車両の通行の妨げにならないようにする事」等の指摘があったので、設計図上のL字中央のくぼみ部分（設計図上「サイクルラック式（15台）との記載の左上のくぼみ箇所を指す）やその他の場所にゴミ集積場等を配置転換するのは困難であると回答した。

後日甲は、堺市役所（本序）の環境局（以下「丙」という）を訪れました。当日、上記の点について同様の質問を甲から丙にした処、丙の担当者からは「堺市ごみ収集要綱」が示され、その第6条（ごみ集積場の設置場所）と第7条（ごみ集積場等の管理）の第1項、第2項について緑色の蛍光ペンで下線を引き説明を受けたものの、最終的には「甲と土地所有者である乙との問題であり」、丙は直接の関係性がないとする主旨の回答を担当者から得ました。

甲自身、本件「堺市ごみ収集要綱」は、所謂行政規則であり、国民の権利・義務に直接関係しない、つまり外部効果を有しない性格のものである事は承知である。しかしながら、その「堺市ごみ収集要綱」第6条第1項によれば、設置者は「ごみ収集場の設置場所に係る周辺住民との協議を確實に行うこと」、更に同条第2項によれば「清潔な生活環境の保全及び美観の維持を考慮すること」と示されている。

これを本件に当てはめると、乙は周辺住民である甲と協議を確実に行っているとは言えず、僅か1メートル足らずの移動では美観の維持を考慮したとも言い難い。

仮に丙が乙の設計図を是とし、同条3項にいう「ごみの排出及び収集が安全かつ容易に行うことができる場所」で、同条5項にいう「交通又は収集作業に支障を来すおそれのある場所を選定しない」場合であると評価するとしても、本件では甲が求める設計図上のL字中央のくぼみ部分への場所とは直線で僅か3～4メートル程しか離れておらず、甲が求める設計図上のL字中央のくぼみ部分等に、ごみ集積場を変更したとしても、距離・時間共に、ごみの排出・収集作業等に多大な支障を来すとまでは言えない。

また、週に決められた収集日の作業効率と日々の日常における清潔な生活環境の保全及び美観の維持（同条第2項）を比較考慮すれば、後者が優先されるべきであると考える。

丙は、本件が「甲と土地所有者である乙との問題であり、丙は何ら直接の関係性がない」旨の主張をするが、「堺市ごみ収集要綱」第9条によれば、「市長は、ごみ集積場又は収集作業場において、ごみの収集に関して支障が生じたとき、若しくは事故（車両接触事故を含む。）等の発生が予想されるとき、又は環境の保全の妨げとなる状況があるときは、当該施設の占有者等に対し、この要綱の規定に沿って改善するよう指導するものとする」とされている。

これを本件に当てはめると、甲と反対側の当該マンション建設予定地の隣地は駐車場であり、当然現在は人が暮らしている土地ではない。その隣地は、「開院予定地」との標識もある一方で、「月極駐車場」との標識もあり、現に差し迫った住環境が妨害されるという蓋然性も極めて低いと考える。また、甲の自宅、乙の敷地、乙の隣地である土地はいずれも市道鳳中28号線の道路に面して、3つの土地共に駐車場を抱えており、車両接触事故等の発生する恐れはどれも同じで評価に差がない。さらに乙からは、「ごみ箱をカバーで覆う」という以外に、具体的な対応策は示されておらず、悪臭・汚水の流れ込み、美観の破壊と言った懸念は払拭されておらず、環境・衛生面で不十分な点も多く改善の余地が十分ある。

以上の事から、丙は本件について、全くの無関係ではなく、乙に対して、甲と真摯に協議を確実に行い、ごみ収集場等の再検討・変更を促す等、環境保全の妨げとならないよう乙に必要に応じた行政指導等を行って頂きたい。

なお、この陳情は甲が、乙に対してごみ集積場の変更を求めたのに対して、乙自らが、行政庁である丙に陳情等をしてもらわないと対処できない旨の回答があった事を契機にしている。

＜陳情事項＞

1. 「堺市ごみ収集要綱」第6条に従い、設置者である乙に対して、周辺住民である甲と、誠実かつ確実に協議を行うように促すことを求める。
2. 「堺市ごみ収集要綱」第9条に従い、当該施設の占有者である乙に対して、改善指導するこ

とを求める。

3. 市として、現状と異なるごみ集積場への変更（例えば、設計図上の L 字中央のくぼみ部分）等が法令、法規命令及び行政規則等に照らして認める事が可能か再考を求める。

受理年月日 令和元年 10 月 30 日

大和川高規格堤防整備事業について

陳情者 堺市堺区

中村 弘

陳情の内容

堺市が実施している、高規格堤防整備事業と大和川左岸（三宝）土地区画整理事業に係る、まちづくり事業に協力させて頂く方向で、一昨年の説明会・ご依頼を受け、我が妻子（長男）ともども終の棲家探しに奔走してまいりました（新聞・チラシ・インターネット・知人・友人・口コミ等）が、市職員さんから提示された条件で、購入できる物件を、未だ、探し当てる事が出来ておりません。

そこで貴職ご担当に、ご相談申し上げると、私同様の買取り希望者の大部分の方は、既に移転先が決定してるので、今少し努力するようにと、ご指導を頂きました。

年金暮らしの80の爺が、どのように、何を努力すれば、終の棲家を手に入れることができるのでしょうか。

私は、補償金の増額（買換え可能な）と人材支援や、市の買取り証明（売買契約前の為）を頂けないまま、時間切が目前となった今になって、堺市民の安全・安心のために役立つならばと、本事業に協力しようと決めた私ではありますが、これは間違いだったのかと、猛反省しています。

もう精神的・肉体的に限界です。代替地の手配はおろか、三者契約の立会すら拒否された。

本事業は、予定から10年遅れのスタートです、思い切って後10年、いや後5年、遅らせて頂きましたなら、私は、住居（終の棲家）探しから解放され人生を全うすることができるを考えます。

妻子には申し訳ないが新居（堺市の補償金と私の生命保険で購入）には、仏壇とともに移転して頂ければ、よいと思っております。

堺市には、約40年もの永きに渡りお世話になった、貧困老人である一市民からのお願いです。

<陳情事項>

1. 市の支援無くして自力での移転が困難なので本事業を10年から5年程度遅らせて頂きたい。
2. 都市計画を始め出来る限り早く市民に公表・周知（市民の80%以上）その上で、形式だけの市民の意見（賛成派・偽客・時間制限）を聴取するのでは無く、予算（人件費を含む）や年

単位の時間を大切にし、特に、現場を担当する職員は、権限・権力（なっている）を振り回すのではなく、一般市民も職員同様に、人間である。

中でも社会的弱者（貧困高齢者を含む）が、急速に増加している現代社会においては、あらゆる情報伝達手段を駆使し、市民（住民）への教示義務（口頭伝達中心からの脱却）を果たして戴きたい。その上で市民の意見を担当部局外とも情報（個別・個人情報等の相対情報化の研究要）の共有化に努力願いたい。

又、事業計画・起業者の立場として、事業化の可否・成否の判断基準として、国交省が提案している、3割80%ルールを堺市も採用・遵守すれば大部分の事業リスクが回避できると思われますが、如何でしょうか。

3. 基本人権の遵守。（居住の権利・住民登録「住所」の抹消・最低限の居住地等）
4. 個人財産の侵害・損害・棄損を発生させないこと。（相応の補償・補填）
5. 公平・平等の原則遵守。（起業者「堺市」の事業で、施行時期による区別）
6. 社会的弱者への支援レベルを維持すること。（事業期間延長による高齢化）
7. まちづくり等、構想の早期発表。

受理年月日 令和元年11月11日

公共交通について

陳情者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会

宮山台中学校区連絡会

代表 森本尚生

堺市南区

青野敬次他 423名

陳情の内容

当局におかれましては市民の安全、健康、暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。泉北ニュータウン開発で最初に入居したのは、宮山台・竹城台でした。50年の歳月は、府営住宅の建て替えと高齢化がすすんでいます。こうした中で高齢者の「おでかけ応援バスカード」は大変助かっています。また、保育料の無料化、医療費の充実は市民の生活を潤わせています。

私たちは、平成30年7月から「市民が南海バスを利用しやすく利便性を求める」署名に取り組んできました。要求は、陳情項目にあります3項目に対して多くの市民からJR鳳駅前にバスターミナルが完成している。「津久野駅からは不便早く実現して」鳳地域の住民からも「実現してほしい。泉ヶ丘からハーベストの丘に行きたい」応援したいとの励ましも受けています。公共交通の役割は、市民の移動する権利を保障することが大切ではないでしょうか。そして、おでかけ応援バスカードの「障害者・妊婦に適用」「乗り継ぎ制度の充実」など、市民から賛同の意思表示の署名は本日提出の425筆をあわせてのべ2,339筆を堺市議会議長あてに提出致しました。

こうした市民の要求を是非とも実現していただきますよう事業者に強く働きかけてください。

泉北ニュータウンはまち開きから50年、特に、私たち宮山台中学校区（宮山台・竹城台）住民の願いを是非とも実現していただきますよう陳情いたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘地区からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを障害者・妊婦にも適用してください。

3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和元年 11 月 11 日

障害児施策の充実について

陳 情 者 堺市西区

堺の障がい児教育をよくする会

代表 伊庭 裕美

堺市中区

森川 麗

堺の障がい児教育の条件整備を求める陳情書

陳情の内容

貴教育委員会におかれましては、障がい児教育の教育条件の整備・充実にご尽力いただき感謝いたしております。

さて、平成 21 年 4 月に開校した上神谷支援学校が昨年度、創立 10 周年を迎ました。百舌鳥養護学校（当時）の過密化を解消するために建てられましたが、たった 10 年ですでに百舌鳥支援学校、上神谷支援学校両校ともにすでに教室の不足に陥っています。大阪府内にある府立の支援学校では、今後 10 年で在籍数が 1,400 人増加するという推計が出ています。今後堺市においても支援学校の入学希望者がますます増加傾向をたどることは、想像に難くありません。知的障がいの支援学校の建設を、堺市として検討していただくようお願いいたします。

また、特に百舌鳥支援学校は敷地が狭く、校舎等の老朽化もすんでいます。今日の特別支援教育における合理的配慮には全く見合ったものにはなっておらず、上神谷支援学校と比較してもその差は歴然です。早急な改善をお願いします。

高等部においては、4 年前の平成 27 年 4 月に府立西浦支援学校が開設され、堺市東区と美原区、北区の一部が通学区域となりました。しかし、この通学区域割りは堺市に住む障がいのある生徒にとって、発達や障がい特性、家庭や地域環境、交通機関の利用状況、今後の生活基盤などを軽視しているように思われました。そこで、私たちは以前に府教育委員会に通学区域割りの撤回あるいは変更、または調整区域の設定を訴えてきましたが、「特定の学校に集中するので調整区域は認められない」として願いは受け止めてもらえませんでした。これらの問題は、そもそも堺市内に支援

学校が足りないことが要因であるといえます。ほとんどの生徒が卒業後も家族と住み、堺市内の就労先に通う現実をみれば、3年間だけを他市に通わなければならない通学区域は、堺市民の願いを無視した施策といえるでしょう。納得できる改善をお願いします。

支援学級においては、多くの小中学校に配置されている介助員の継続任用と配置の問題は、学級運営に特に支障をきたしています。加えて介助員の数は、児童生徒数と学級数の増加に比して増員がありません。必要十分な配置をお願いします。

その他、すべての障がい児の人権が守られ、ゆきとどいた教育が保障されるよう、以下の項目について陳情いたします。

<陳情事項>

1. 支援学校を希望する児童生徒の増加からくる学校不足の現状をふまえ、新たな知的障がい支援学校の設置を早急に計画してください。
2. 百舌鳥支援学校の施設設備の改善のために抜本的な施策を計画してください。
3. 府立支援学校の通学区域割において、障がいや通学方法などの個々の事情に応じて学校を選択できる「調整地域校」の実施を堺市として府に要望してください。
4. 増え続ける支援学級の児童生徒の教育充実のために、堺市独自で加配教員を配置するなどの施策を講じてください。
5. 通級指導教室を大幅に増設して、必要な児童生徒全員が通えるようにしてください。
6. 介助員（地域支援員）を学級数や児童生徒数に応じて十分な増員配置をしてください。また、介助員の研修機会を学期に1回確保してください。

受理年月日 令和元年11月8日

放課後施策について

陳情者 堺市北区

堺市立金岡小学校のびのびルーム保護者会

代表 松井 麻衣子

陳情の内容

金岡小学校のびのびルーム（以下、「当ルーム」とする）における指導員不足、校舎改築工事による移転にかかる問題について、これまでにも堺市議会への陳情を行い、議会から当局への善処要望がなされていますが、明確な回答が得られておらず、問題が解決されておりません。当ルームでは、指導員の先生方の多大なるご尽力により、児童が放課後の時間を安心して過ごせる環境を整えていただいております。しかしながら、慢性的な人員不足により、特に開設時間が長時間となる夏季休暇中をはじめ、年中、指導員に過大な負担がかかっているのが現状であり、このままでは安全なルーム運営が危ぶまれます。問題解決のため、市議会におかれましては、以下の事項についてご理解いただくとともに、市長及び当局へ更に厳しい目を向けていただきますよう、お願ひいたします。

＜陳情事項＞

1. 指導員配置、定員の設定における利用率の利用について

平成30年度より、堺市ではルームの組織数を決める際の児童数の算出方法を変更し、登録児童数ではなく登録児童の利用日数を元に算出しています。この算出方法に関して、これまでにも当ルーム保護者会のほか複数の陳情が行われていますが、当局からの回答によれば、指導員の配置は「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「同条例」とする）に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置」、児童数は「国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出」となっています。しかし、同条例及び同条例第2条により準用している放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号、以下、「同基準」とする）には、登録児童の利用希望日数を元に算出することは示されておりません。

当ルームでは、この算出方法の変更により、実際の利用児童数と計算上の児童数に大きな齟

齟が生じ、実際の利用児童数に対して指導員が不足し、児童の安全確保が困難な状況となっています。「国の基準」に従って現在の利用率にもとづく算出方法を採用しているのであれば、その「国の基準」は具体的にどの基準をさすのか確認してください。「国の基準」が存在しないのであれば、根拠となる堺市の基準等を確認してください。

また、この算出方法により、当ルームほか市内複数ののびのびルームで既に生じているように、実際の利用児童数が計算上の児童数より多い事態が生じた場合、指導員が不足し、児童の安全が確保されない状態となることについて、堺市当局としての考え方を確認してください。

2. 校舎改築によるルーム移転について

- (1) 当ルームは、令和2年春頃に北校舎へ移転と聞いていますが、新校舎の建築が計画より遅れているとの情報があります。現段階で、移転時期、移転先はどのようにになっているか確認してください。
- (2) ルームの移転に際しては、児童が安全に安心して過ごせる環境を確実に提供できるよう、移転の時期、移転後の施設環境等、重要な事項について、運営事業者、指導員、保護者に対し、可能な限り早期に、また変更が生じれば速やかに連絡・周知するよう求めてください。
- (3) 移転後のルーム開設場所の決定に際しては、運営事業者、指導員、保護者からの意見聴取を行い、計算上の利用児童数だけでなく、ロッカーその他備品の設置状況、当ルームの登録児童数から想定される騒音の発生状況等を考慮のうえ、同基準第9条の示す「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画」の面積基準が、登録児童全員が利用する場合においても遵守されるような部屋の配置、数とするよう求めてください。

受理年月日 令和元年10月30日

放課後施策について

陳情者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会長 藤田 実乃理

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺の学童保育事業は保護者と指導員の連携と協力のもと学校、地域からの支援もあって、充実・発展してきました。国は様々なプランを発表して学童保育事業を充実・発展させようとしていますが、市町村事業としての位置づけによって、自治体によって内容に違いが生まれています。

堺市においては専用施設の拡大を行わずに、待機児解消のための利用率の導入による大規模化が進んでいます。そして、指導員の処遇改善を行わないことで慢性的な指導員不足が続いている、早急な改善が求められます。

11月から、のびのびルームの2回目の事業者選定が行われています。3年前の1回目の選定の時に東区で採用を希望していた主任指導員が採用されないという事態が起きました。指導員組合は主任指導員の職場復帰を要求するだけではなく、事業者選定において、保育内容を継続するためには、指導員の継続した雇用が必要であり、良好な労使関係の上で安定した運営が続けられるように労働委員会に救済の申し立てを行い、現在、中央労働委員会で係争中です。

私たち堺学保連は子どもたちの豊かな放課後の実現と保護者の就労支援、指導員が意欲を持って働き続けられる学童保育事業の実施を求めて、実施主体である堺市としての責任を果たしていくために、以下の項目を陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. のびのびルームの運営の方法について

放課後児童クラブ運営指針には「放課後児童クラブは児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない」また、「放課後児童支援員は支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない」とあります。

現在の堺市の運営は指導員を支援の単位ごとに2人配置していますが、単位ごとに施設を分離させた運営を行われていません。この方法では組織数が増えれば増えるほど、大規模化が進んでしまいます。一時的に専用室に詰め込まれて、ギューギュー詰めの状態は子どもの最善の利益を考慮しているとは言えません。

専用施設の確保を早急にすすめて、支援の単位ごとの運営ができるようにしてください。

2. 利用率について

2020年度の利用申し込みにおいて、利用日の記入が月～土と土に分けられました。利用率の計算方法に変更があるのでしょうか。これまでの方式の緩和になるとさらに定員の弾力化による詰込みを容認するものです。

そもそも、国は利用率の加味による定員の決め方について容認しているのでしょうか。利用率による無理な定員設定を廃止し、本来の定員にふさわしい広さの専用教室を確保するなど、十分な設備と体制を整えてください。

3. 指導員について

放課後児童クラブ運営指針では「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては長期的に安定した形態とすることが求められる」とあります。

堺市で認定資格を取った指導員が他市に流出している事実があります。運営指針にあるように長期的に安定した雇用にしてください。吹田市の民間委託の募集では指導員の賃金を年額250万円以上にしないと採点基準上、通らない内容になっています。堺市でも、子どもたちに寄り添う専門職として指導員の待遇改善を行ってください。

4. 保育の質について

放課後児童クラブ運営指針には「子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員が信頼できる存在であること前提とする」「子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるようにする」「子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする」とあります。

子どもたちの放課後は子どもが主体者です。「子どもの権利条約」の意見表明権の保障など、子どもたち自らが構築できるようにするべきです。現在の運営事業者が行っている研修では全く不十分です。時間、空間、仲間を保障する保育内容が実践されるように指導員の研修活動を、年間を通じて充実させるための予算を増額してください。

5. 事業者選定について（その1）

前回の陳情書で「提案内容とプレゼンテーションを公開してください。また、選定委員に現役の保護者を選出してください」と陳情しましたが、「堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則に基づき非公開としている」と回答がありました。

この決定に不服がある場合は不服申し立てができるのでしょうか。

6. 事業者選定について（その2）

放課後児童クラブ運営指針に「放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに保護者への理解が得られるように努める必要がある」とあります。

のびのびルームの保護者、指導員を含めて、さらには、子どたちの意見も聞いて運営事業者の選定を行ってください。

また、仕様書の受注者の責務として「労働関係・社会保険関係の法令等を遵守し、業務従事者に対し使用者としての責任をすべて果たすとともに、適切な教育指導と指揮監督に努めるものとする」とあります。今回の選定において参加資格の確認を厳正に行って、労働関係・社会保険関係の法令等を遵守していない事業者は選定から排除してください。

7. 運営事業者への評価について

堺市は、保護者へのアンケートの結果が「満足」「おおむね満足」の回答を合わせておおむね8割以上になっていることで円満な運営が行われているとしていますが、アンケートの記述式の回答も公開してください。毎年、事業運営に対する自己評価を公開してください。少数意見も考慮して、次年度の運営方針を決めてください。

8. 決算報告について

これまでの回答では「総価契約による完了払いであり、清算行為を伴わない」「毎月、業務完了届、業務報告を提出させている」「適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し改善させる」とあります。堺市として業務完了届、業務報告において監査している内容を教えてください。また、事業費において、適正ではないと判断するのはどういう場合ですか。

9. 放課後児童対策事業の評価と再構築について

「のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム」の3事業の再構築について年次計画を示してください。とくに、現在、第2期堺市子ども・子育て支援事業計画策定の時期ですのでこれから5年間の計画を示してください。

受理年月日 令和元年11月12日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立五箇荘小学校のびのびルーム保護者会

代表 普天間 尚 代

陳情の内容

日頃から、放課後児童対策事業にご支援いただきまして、ありがとうございます。

私たちは、堺市立五箇荘小学校のびのびルームの保護者会です。

現在、当ルームでは専用 2 教室、共用 3 教室で 180 名以上の子ども達が、ぎゅうぎゅう詰めの状態で毎日を過ごしています。

堺市の放課後施策が大きく変わり、民間企業の参入で他校の保育環境が様変わりしつつある中、当ルームの保護者および指導員は、今年度再度事業者選定が行われることに大変不安を感じております。のびのびルームは、働きながら子育てをする家庭や一人親家庭にとって、なくてはならない重要な場所であり、子ども達が穏やかに安心して、かつ安全に過ごせる場であるべきと考えています。

主任指導員の保育が引き継がれ、保護者が安心して働き続けられるよう、堺市の責任で体制を整えてください。以下の点を要望します。

＜陳情事項＞

1. 国の省令に従い、支援の単位（利用児童 40 名以下）に対して指導員を 2 名以上配置し、開室時間内は、主任もしくは副主任のどちらかが必ず配置されるよう、堺市の責任で実施してください。
2. 子ども達の保育環境を維持し、守るために 3 年ごとのプロポーザル選定を廃止してください。
3. 国の省令に従い、利用制限のある共用教室でなく、支援の単位ごとに、子ども達の生活の場として活用できる専用教室を確保してください。

受理年月日 令和元年 11 月 12 日

放課後施策について

陳情者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堀口 良太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける超過密・指導員不足をはじめとした諸問題について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密及び指導員不足の問題については、これまで幾度となく堺市議会へ陳情を行い、その解決をお願いしてきました。その度に議会から当局に善処が要望されますが、過密については百舌鳥小学校の校舎の増改築まで解決を先送り、指導員不足の問題については何も解決策がないままとなっています。

その間、利用者数は増え続け、平成 31 年度（令和元年度）は 200 人近い子どもが利用しています。しかしながら、専用教室の数は依然として 2 教室のままで、利用者数増加に対しては荷物も置いておけない共用教室での対応となっています。子どもたちは全員その 2 教室に属しており、40 人定員の教室に 90 人以上の子どもたちが詰め込まれるという異常な状況になっています。

指導員不足についても、平成 29 年度は開設日 293 日のうち不足している日が 151 日（約 51%）という極めて異常な状況でしたが、平成 30 年度は改善するどころかさらに悪化し、開設日 289 日のうち不足している日が 189 日（約 65%）となってしまっています。

面積基準、指導員配置の両方において条例違反の疑いが強い百舌鳥小学校のびのびルームにおける保護者からの、以下の切実な要望をご理解いただき、当局に対し一層厳しい目を向けていただくことで、子ども達そして保護者が安心できるのびのびルームを実現いただきますようお願ひいたします。

＜陳情事項＞

1. 共用教室と支援の単位ごとの運営について

- (1) 平成 31 年度（令和元年度）における、生活科ルーム 2、少人数教室、会議室のそれぞれ

の使用日数、及び生活科ルーム 2 と少人数教室が同時に使用された日数、及び生活科ルーム 2 と少人数教室、会議室が同時に使用された日数を確認してください。

- (2) 令和元年 9 月 26 日審査の陳情第 46 号（以下「前回陳情」という）1. (3)についての当局は、百舌鳥小学校のびのびルームを支援の単位が 5 単位として国庫補助申請している根拠は、平成 31 年 3 月 29 日付け子発第 0329 号厚生労働省子ども家庭局長名発出の「放課後児童健全育成事業」の実施についての通知であると回答しています。約 200 人の児童を恒常に 2 ~ 3 教室しか使用しないで支援を提供しているルームについて、使用教室数に関わらず、児童数だけを基準として支援の単位を 5 単位として国庫補助申請できるとする根拠はこの通知のどの部分であると当局は考えているのか確認してください。
- (3) 前回陳情 1. (4)で共用教室におけるのびのびルーム専用の荷物用鍵つきロッカーの設置の障害となっているものは何かを確認していただくよう求めたところ、当局は「学校の使用に支障のない範囲で施設及び設備の整備に努めている」と回答しました。私たちが確認してほしいのは、その「支障」が具体的にどういったものかということです。再度、その「支障」の具体的な内容を確認してください。
- (4) 前回陳情 1. (5)で支援の単位ごとにルームが運営されていないことは条例違反ではないかと確認を求めたところ、当局の回答は「放課後児童支援員の配置は、条例に基づき、支援の単位ごとに 2 人以上としております。」というもので、つまりは条例違反ではないとの回答となっています。一方で、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 5 項には「放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とあり、明確に支援の単位ごとに子どもを支援しなければならないとされています。堺市では省令をそのまま条例に読み替えているにもかかわらず、省令と条例で「支援の単位ごと」の解釈について差があるのはなぜなのか当局の考え方を確認してください。

2. 待機児童について

- (1) 百舌鳥小学校区で来年度新一年生のための就学時健康診断の対象となった児童数を確認してください。
- (2) のびのびルーム・放課後ルームについて、それぞれの来年度の当初利用申込者数を確認してください。
- (3) のびのびルーム・放課後ルームについて、来年度以降も待機児童を絶対に出さないよう求めてください。

3. 指導員不足について

- (1) 平成 31 年度（令和元年度）の百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置数と配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の月ご

との配置数（実績ではなく定数）を確認してください。

- (2) 平成 31 年度（令和元年度）の百舌鳥小学校のびのびルームにおける月別の開設日、そのうち基本配置が不足していた日数（月別）とその日付及び不足していた基本配置指導員数、また加配指導員が不足していた日数（例：8 月基本指導員不足日数 2 日、8 月 4 日は 2 名不足、8 月 19 日は 1 名不足。加配指導員不足日数 19 日、うち 1 名不足は 10 日間、2 名不足は 5 日間、3 名不足は 4 日間）を確認してください。
- (3) 前回陳情 3. (3)では「基本配置の指導員数しかいない日であっても、配慮を要する児童と思われる児童に指導員が配置されている現場を私たちは確認していますが、このような配置が現実に行われていることを当局は認識しているのか確認してください」というものでしたが、当局の回答は「指導員配置については、まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考えており、当該日に出勤している指導員全員でルームを運営しています。」というものであり、確認事項に対して、まったく答えられていません。基本配置の指導員数しかいない日であっても、配慮を要する児童に指導員が配置されている現状を当局はきちんと認識しているのか再度確認してください。
- (4) 指導員の質と量が決定的に重要なのびのびルームにおいて、指導員が恒常に不足している状況では、子ども達の成長に対して適切な支援を行うことは出来ません。少なくともキャリアアップ処遇改善事業など国が提示する補助事業を活用して、指導員の処遇を改善し、指導員を確保するよう求めてください。

4. 校舎の増改築とのびのびルーム用の教室確保等について

- (1) 百舌鳥小学校のびのびルームは、平成 28 年度の一連のテレビ報道によって市長が過密を初めて知ったとして対策を指示されて以降も、過密状態は抜本的には解決されていません。また、当時から一貫して新校舎建築まで待つようにとされ、テレビ放送でも当時の教育次長が同様の発言をされました。当時の約束をこの度の校舎増改築で守っていただき、今後過密や待機の心配をしなくてもすむよう、のびのびルームとして利用するための共用教室をはじめ、十分な教室数を確保するよう要望してください。
- (2) 百舌鳥小学校の新校舎はいつから供用開始されるのか、確認してください。
- (3) 前回陳情 4. (2)(4)に対する当局回答では、「活動場所の確保については、学校と連携を図ってまいります。」とのことでしたが、学校側に確認したところ、来年度の百舌鳥小学校のびのびルームの使用教室については、まだ何も教育委員会から相談を受けていないとのことでした。新校舎の関係もあり、来年度の教室利用については例年よりもより学校との協議時間が必要になると考えられますが、いつから学校との話し合いが始まるのか確認してください。
- (4) 新校舎において確保される「のびのびルームとして利用するための共用教室」となる教室

は現在の専用教室と一体的に利用できる場所に確保するよう要望してください。また、その場所については運営事業者・現場ののびのびルーム主任・保護者と事前協議するよう要望してください。

(5) 堺市全体で6校しかない放課後ルーム設置校のうちの1つである百舌鳥小学校では、4～6年生の子ども達が、のびのびルームという、放課後に専門性の高い指導員による支援を受ける機会を奪われており、保護者も他の校区に住む大多数の保護者と同様の就労支援を受けることができないという、非常に不当かつ不公平な状況になっています。「第2期未来をつくる堺教育プラン」に記されている、のびのびルームへの制度の統一化は、百舌鳥小学校においては、今回の校舎増改築の機会にしか実現できません。一刻も早く上記の状況を解決するため、6年生までののびのびルームを実現するよう求めてください。

5. のびのびルームにおけるプロポーザル方式による事業者選定について

(1) のびのびルームにおけるプロポーザル方式による事業者選定では契約期間が3年とされています。前回陳情5.(1)への当局回答によると、「指導員の確保や子供たちへの影響を考慮して、3年間の契約と」なっているとのことです。しかし、平成28年4月1日契約の大浜公園猿飼育施設管理業務では、のびのびルームと同様のプロポーザル方式による事業者選定が行われ5年間の契約が締結されています。このように随意契約であっても、その内容によってはより長期的な契約も可能であるにもかかわらず、なぜのびのびルームにおいては3年にとどまっているのか、その理由を確認してください。

(2) 選定後の情報公開請求においては、事業者の提出した企画提案書が公開されているため、ノウハウが漏洩するからとの理由は事業者選定過程を非公開とする理由になっていないと考えます。また一般競争入札ではなく、随意契約とする以上、その契約にいたる過程が可能な限り公開されなければ、適正な契約であるということが制度上担保されません。自由な意見交換ができなくなるので選定過程は非公開とするというのは本末転倒であると考えます。プロポーザル方式による事業者選定の選定過程（事業者のプレゼンテーションを含む）を全て公開してください。

6. 卒業式終了後ののびのびルーム・放課後ルームの利用について

卒業式を終えた6年生が留守家庭で一人で過ごさなくともすむように、卒業式終了後について、のびのびルーム及び放課後ルームを土曜日や長期休暇中と同様、朝から開室してください。

受理年月日 令和元年11月13日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会

会長 東 剛

陳情の内容

平素は、堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てするために、必要不可欠な場所となっています。

しかし、平成28年に実施された堺市放課後児童対策事業管理運営業務に係る公募プロポーザルでは、利用者や関係者の声も一切聞かず、公募による事業者選定が行われました。

現状でさえ、子どもたちの生活の場にふさわしい施設設備が確保されていないこと、子どもたちの生活や安全に直接責任を負う指導員に関わる勤務・労働条件が十分でないこと、継続的かつ安定した保育が困難な状況となっていることなど、子どもたちの安全で健全な成長が保障されていません。

学童保育事業の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、のびのびルームの保育や保護者会活動を通し、子ども同士や指導員・保護者と地域とのつながりを深め、地域の子育て支援にも大きな役割を担っています。

プロポーザルによる3年限定の保育や事業費削減のための安上がりな保育ではなく、のびのびルームを守り、発展させることで政令指定都市堺市が「安心して子どもを産み、子育てしやすい町」と実感できるように、「子育て推進都市堺」「自治都市堺」の名に恥じない施策としてください。

私たち保護者会は、堺市の未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達、安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. プロポーザルによる事業者選定について

前々回、前回陳情の回答では『より良い企画提案による運営事業者を選定することで、児童

にとってより良い運営ができるものと考えております』とありますが、子どもたちにとっての『より良い運営』に必要とされることは、『より良い企画提案による運営事業者の選定』ではなく、いちばん身近な存在である指導員との継続的な関わりや、放課後の大切な居場所である施設環境の充実であると考えます。事業者が変わることによって指導員の雇用が不安定になり、その結果、子どもたちとの継続的な関わりができなくなる可能性があります。今年は3年の期間限定であるプロポーザル事業者選定の年であり、事業者の選定ありきではなく、まずは利用者や関係者の声をしっかりと聞き取り、この3年間の評価をしっかりと行い、その評価内容を公表してください。3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることにより良い事業の実施を推進してください。

2. 指導員の配置について

昨年から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。そのため、ルームでの保育環境に大きく影響し、子どもたちの安全が脅かされています。特に、夏休みの期間は利用時間が長いことや、近年増加している異常気象により、子どもたちの安全面を考える上で、現在の指導員配置では十分とは言えません。また、利用率だけではなく突然の保育利用にも対応している現状があります。利用率だけによる無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。また、新金岡小学校の校庭は面積が広いため、子ども達の遊びの安全を確保するために、施設に見合った指導員配置の見直しをお願いします。

3. 指導員の処遇改善について

毎年増え続けるのびのびルーム入所希望者に対して、指導員不足が深刻な問題となっています。前回陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております』とあります。国や大阪府が指導員の処遇改善のための予算を計上していることを踏まえ、堺市としても早急に指導員の処遇改善に向けて予算を計上した上で、その処遇改善が実現できるよう、指導員確保のための改善策を早急に実施してください。そして何より、現場で働いている指導員の声を聞いてください。

4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、昨年度からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり、今後も、現在行われている大規模マンションの新設工事や、府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れができるよう、利用率による無理な定員設定の廃止をお願いします。また、衛生面に関して、教室内の清掃を掃除機で行うも、砂や砂利などで、すぐに掃除

機が壊れてしまう為に、業務用掃除機の設置など、十分な対策と設備を整えてください。

5. AED の設置について

現在、ルームには AED が設置されておらず、学校が休校日であれば、ガラスを割って使用しなければならないことになっています。前々回の陳情回答では『設置場所について検討しています』とありますが、現在でも設置場所の変更はありません。子どもたちや指導員の命を守るため、万が一のときに迅速な対応ができるよう、ルームに AED を設置してください。

6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000 円 + おやつ代 2,000 円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。きょうだい減免制度の導入など、負担の軽減を検討してください。

受理年月日 令和元年 11 月 13 日

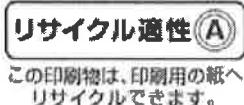
令和元年 第6回市議会(定例会)陳情書綴

令和元年12月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印 刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-19-0058



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。